

資料1

令和7年度税制改正による影響について

1 概要

令和5年度税制改正大綱が示され地方税法施行令の改正が予定されているため、以下のとおり改正します。(2025年4月1日施行)

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行:24万円)に引き上げる。
- (3) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円(現行:29万5,000円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円(現行:54.5万円)に引き上げる。

2 被保険者への影響

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げの影響

課税限度額に達する世帯数 及び課税限度額超過分	改正前		改正後		増減	
	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)
医療分 課税限度額:65万円→66万円	1,061	1,074,381	1,032	1,063,917	△29	△10,464
後期高齢者支援金分 課税限度額:24万円→26万円	887	339,449	780	322,761	△107	△16,688
介護分 課税限度額:17万円	635	142,418	635	142,418	0	0
課税限度額超過分 計 課税限度額 計:106万円→109万円	-	1,556,248	-	1,529,096	-	△27,152

※2024年4月1日時点の世帯数・人数を基に作成しています

(2) 国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準の改正の影響

軽減の対象となる 世帯数・人数・軽減額	改正前		改正後		増減	
	世帯数 (件)	人数 (人)	世帯数 (件)	人数 (人)	世帯数 (件)	人数 (人)
国保総世帯数及び総人数(A)	53,862	77,429	53,862	77,429	0	0
7割軽減 世帯数・人数	15,543	19,381	15,543	19,381	0	0
5割軽減 世帯数・人数 (29.5万円→30.5万円)	5,616	9,349	5,832	9,678	216	329
2割軽減 世帯数・人数 (54.5万円→56万円)	5,227	8,608	5,290	8,752	63	144
軽減 計	26,386	37,338	26,665	37,811	279	473
総数(A)に 占める割合	48.99%	48.22%	49.51%	48.83%	0.52	0.61
軽減額 (千円)	1,142,487		1,153,293		10,806	

※2024年4月1日時点の世帯数・人数を基に作成しています